

# 第 1 8 回厚生文教常任委員会会議記録

|  |   |          |                  |        |
|--|---|----------|------------------|--------|
| 開 閉 会<br>日 時   | 令和 3 年 2 月 1 7 日 (水曜) 午前 9 時 3 0 分 開会                 |          |                  |        |
|  | 休憩 10:09-10:10, 10:15-10:16, 10:32-10:45, 10:54-13:30 |          |                  |        |
|  | 13:57-13:58, 14:37-14:50, 15:27-15:29, 15:55-15:56    |          |                  |        |
|  | 16:42-16:43   |          |                  |        |
|  | 午後 4 時 4 7 分 閉会                                       |          |                  |        |
|  | 休憩時間： 3 時間 0 9 分                                      |          | 会議時間： 4 時間 0 8 分 |        |
| 会議場所   | 役場 3 階 委員会室   |          |                  |        |
| 出席委員<br>氏 名  | 委員長 立川 美穂   | 委員 梶澤 幸治 |                  |        |
|  | 副委員長 渡辺洋一郎  | 委員 寺町 平一 |                  |        |
|  | 委員 中田智恵子  | 委員 広瀬 重雄 |                  |        |
|  | 委員 橋本 和仁  | 委員 常通 直人 | 議長 早苗 豊          |        |
| 説明員  | 住民生活課長  | 藤野 元成    | 企画財政課参事          | 佐藤 季之  |
|  | 住民生活課長補佐  | 側瀬 美和    | 公共施設マネジメント係長     | 齋藤 錦   |
|  | 国保医療係主査   | 塩原 勢津子   | 社会教育課長           | 日下 勝祐  |
|  | 国保医療係主任   | 竹内 名恵    | スポーツ振興係長         | 上田 勝哉  |
|  | 子育て支援課長   | 杉山 ゆかり   | 社会教育係長           | 大石 秀人  |
|  | 子育て支援係長   | 金須 智秋    | 社会教育係主査          | 村島 志津佳 |
|  | 保健福祉課長  | 大野 邦彦    | 学校教育課長           | 有澤 勝昭  |
|  | 保健福祉課長補佐  | 塚田 直子    | 学校教育課長補佐         | 清末 有二  |
|  | 障がい福祉係長   | 矢野 貴士    | 給食係長             | 矢後 浩史  |
|  |   |          | 学校教育係長           | 橋本 岳   |
| 参考人  |   |          |                  |        |
| 欠席委員<br>氏 名  |   |          |                  |        |
| 事務局職員  | 事務局長 仲野 裕司  | 主査 上田 瑞紀 |                  |        |
| 『会議に付した事件と会議結果など』  |   |          |                  |        |
| 1 開 会<br>委員長が開会を告げ、事務局から本日の委員会の日程を説明する。                    |   |          |                  |        |
| 2 議 件<br>(1) 調査事項<br>ア 特定健診受診率向上への取組について<br>委員長：担当課から説明願う。 |   |          |                  |        |

住民生活課長：高齢者の医療の確保に関する法律により医療保険者が40歳以上の加入者に対し特定健診を行うものとされており、毎年受診券の送付等により推進している。健診受診率は国保では長年30%台とほぼ横ばいで推移しており、後期高齢者では9%前後に留まっている。これまでの受診勧奨等に加え、次年度から健診受診の際の自己負担額を減額する等新たな取組を進め、受診率向上を目指す考えである。内容について担当補佐から説明する。

住民生活課長補佐：資料1、1. 特定健診受診率向上に向けた取組について。昨年度からAIを用いた分析による新たな受診勧奨方法を取り入れるとともに、訪問や電話による未受診者への勧奨や、40歳・63歳の節目年齢の方の無料健診の実施、対象者への直接的な干渉を基本として行ってきた。また、受診者の承諾のもと、医療機関や商工会・消防団の協力を得て健診や検査のデータを情報提供いただき、受診率につなげる方法を取ってきた。さらに、広報誌やホームページ、新聞のチラシ折り込みによる特定健診の周知を実施するなど、3つの手法を軸に受診勧奨を行ってきた。

2. 課題について。芽室町の受診率は目標値には届かない結果となっており、昨年度の受診率は十勝管内でも国保は16番目、後期高齢者では12番目となっている。また、健診未受診者と受診者の生活習慣病にかかる医療費を比較すると、未受診者は国保ではおよそ6倍、後期高齢者では10倍医療費が高くなると検証されており、今後の医療費の増加は国民健康保険の運営にも大きく影響を及ぼす恐れがある。

3. 目指すところについて。芽室町の国保加入者は若い年代から糖尿病に関する医療費が高い傾向があり、新規受診者には糖尿病予備軍が多いことから、受診者を増やし保健指導につなげ、病気の早期発見・早期治療を実現できる環境を整えたいと考えている。

4. 受診率向上対策内容について。3つの項目を立てている。1項目め、自己負担額を見直し、健診委託料の3割負担としている自己負担額を一律1,000円へ。2項目め、健診実施医療機関を拡大し、かかりつけ医での受診をより可能にすること。3項目め、未受診者を対象に送付している受診勧奨はがきに健診申込書付きの往復はがきを導入し、申し込みの手間を軽減すること、を目指している。また、後期高齢者の料金についても委託料の1割負担あら一律500円に改定し、国保から後期高齢へ移行しても継続して健診を受診し、重症化を予防するとともに健康を維持する体制を整えたいと考えている。

5. 参考として、令和元年度の全国・北海道・十勝管内の受診率を掲載している。

委員長：質疑を行う。

中田委員：受診率向上対策の情報提供について。脳ドック、商工会、消防団から健診データを受領しているということだが、農業をされている方などJAと連携して情報提供を受ける等の検討はされたのか。

住民生活課長補佐：町内医療機関に依頼を行っているが、今までは情報提供より健診を受けていただくことに重きを置いていた。JAめむろに施設ドックの受診勧奨を依頼し協力をいただいている。

中田委員：健診実施医療機関に帯広市内の医療機関を追加するという見直し案。帯広市の医療機関でがん検診を受診する方がいると思うが、特定健診を受診しやすい環

境づくりとして、同時に受診できるような検討はされているか。

住民生活課長補佐：帯広市の医療機関から、がん検診と同時に特定健診を実施できるという意見をいただいた。がん検診は保健推進係が所管となっており、特定健診とセットで行えるように連携していきたい。

橋本委員：平成29年度の国保の特定健診受診率が高くなっているのは、骨粗しょう症健診があったからとのことだが、今後も行われるのか。

住民生活課長補佐：大学から依頼があって行われたもの。およそ5年に1回の実施だが今後依頼があるかは不明である。

橋本委員：町から依頼することはできないのか。

住民生活課長補佐：健診費用等は大学が負担しているもの。芽室町からの依頼は考えていない。

梶澤委員：令和元年の国保の健診受診率は37.8%と全国平均に近い数値だが、男女比率はどうなっているか。

住民生活課長補佐：令和元年度の男女比は、男性37.7%、女性37.8%とほぼ同数となっている。

梶澤委員：国保は自営業者が加入するが、職種ごとの割合は。

住民生活課長補佐：市街地と農村部の比較では農村部の割合が高くなっている。

梶澤委員：金銭的な面、多忙などといった理由で受診できない方もおられると思うが、どのような分析をしているか。

住民生活課長：電話での受診勧奨を行っているが、受診しない理由の聞き取りもしている。主な理由としては、通院中、体調が良い、毎年受けなくてもよい、時間がない等の理由である。

梶澤委員：後期高齢者の受診率は国保に比べ低いが、国保で農村部が高かった数値がどのように推移しているのか。

住民生活課長補佐：高齢ということで、多くが医療機関を受診され検査等を定期的を受けているため受診率が低くなっている。後期高齢では受診勧奨を行っていなかったが、令和3年度は受診率向上事業のモデル地区となるため、広域連合とともに国保と同様に受診勧奨を実施する予定である。料金改定と合わせ周知することで受診率上昇を目指していきたい。後期高齢の市街地・農村部の受診割合は分析していない。

梶澤委員：運転ができないなど健診受診したくてもできない方もいる。集団で公共交通を使えば受診率も上がってくると思うが、今までそういった検証はされたか。

住民生活課長：広域連合とのモデル地区の打ち合わせの際にも、足がないことも受診率が下がる一因ではないかという話もあった。ただ、健診受診される方は元気で自ら行動できる方という分析をしており、まずは来年度勧奨を行いどの程度効果があるか、広域連合と分析をしていく。

常通委員：自己負担額について、他自治体の動向はどのようになっているか。

住民生活課長：管内管外含め聞き取り調査を行った結果、管内で一番高いことがわかった。また、受診者に比べ未受診者の医療費が高くなっていることがきっかけで自己負担額を下げたということであった。これにより受診率が10%上がった自治体

もあるが、本町の規模では5%増を見込んでいます。

常通委員：長期的に続ける必要があると考えるが。

住民生活課長：受診率の目標値は、総合計画では令和5年度で55%、データヘルス計画では令和6年度で60%とし、5%ずつ受診率を上げていく。平成30年度は40%で達成していない状況であるが、大きな取組を行うことで受診率の向上を目指したい。自己負担額については、継続して取り組んでいく。

寺町委員：受診勧奨により受診した際の初診料はどのようになるか。

住民生活課長補佐：特定健診と治療とは違うため、初診料や再診料はかからない。

渡辺委員：受診されている方は毎年同じ方なのか。新規で受けられる方等の割合は。

住民生活課長：連続受診者の割合は2割を切る。不定期や新規が多い。

渡辺委員：5%の上昇を目指すとのことだが、令和2年度と令和3年度の目標値を伺いたい。

住民生活課長：データヘルス計画では、令和2年度が50%、令和3年度が55%となっている。

渡辺委員：この事業が始まる前の計画であるが、事業を導入するにあたって目標値は変わらないのか。

住民生活課長：6年間の目標となっており設定は変えない。最終目標の60%は道の特定健診の実施計画にも定められている数値であるため、本町もそれを目指す。

渡辺委員：自己負担額について、金額の根拠は。

住民生活課長：管内の平均的な金額を勘案した上で受診しやすいよう端数はなくした。

委員長：以上で調査事項「ア 特定健診受診率向上への取組について」を終了する。

#### イ 新生児聴覚検査の実施について

委員長：担当課から説明願う。

子育て支援課長：安心して生み育てることができる子育て支援を進めるため、成長に合わせた支援を継続できるよう取り組んできた。令和3年度から聴覚障害を早期に発見するため、新生児聴覚検査の助成を新たに実施したいと考えている。資料説明は担当から行う。

子育て支援係長：資料2、1. 事業概要について。聴覚障害は早期発見され適切な支援が行われた場合には、障害による音声言語発達等への影響を最小限に抑えることができる。赤ちゃんの健やかな発達のための重要な検査である新生児聴覚検査は、任意検査で、現在、自己負担で実施されている。聴覚障害を早期に発見するため、新生児聴覚検査費用の全額助成を新たに開始する。

2. 事業内容について。北海道が参加を希望する市町村を代表し、各医療機関と新生児聴覚検査の実施と費用の負担に関する協定を締結する。町は妊婦に対し新生児聴覚検査受診票を交付し、原則、聴覚検査は出生した医療機関において、出生してから退院までの間に検査を受けることとなる。町は新生児聴覚検査の結果、要精密検査と診断された場合、実施した医療機関等と連携し、家庭訪問や精密検査の受診勧奨を行うなど、要支援児とその保護者に対する適切な指導援助を行う。

3. 検査方法について。新生児聴覚検査の検査法は主に2つで内容は記載のとおり

り。

4. 新生児聴覚検査公費負担実施状況調べについて。北海道内179市町村中、公費負担を実施している市町村は143市町村。そのうち127市町村が道協定に参加している。十勝管内19市町村については、13町村がすでに公費負担を実施しており、道協定に参加しているのは10町村となっている。

委員長：質疑を行う。

常通委員：公費負担実施数に芽室町は入っているか。

子育て支援課長：令和3年2月現在であるため芽室町は入っていない。

常通委員：来年度から加入する自治体は他にあるか。

子育て支援課長：芽室町を含め4町村が令和3年度から実施する。

委員長：以上で調査事項「イ 新生児聴覚検査の実施について」を終了する。

#### ウ 障害者就労支援事業について

委員長：担当課から説明願う。

保健福祉課長：本事業については従前より国の地方創生推進交付金を活用して実施している。今後の町の取り組みについて担当者から説明する。

障がい福祉係長：資料3、1. 背景について、平成28年度から令和2年度までの5年間地方創生推進交付金を活用し、障がい者雇用促進支援を取り進めてきた。発達支援システム及び基幹産業である農業により、障がい者を含む「誰もが働いて暮らしていける町」を目指して、首都圏における就労フェアの開催、就労体験プログラムなどの就労キャリア教育観光、そして、就労希望者が一般企業で就労できるよう相談、育成、マッチング支援、企業向け説明会、企業訪問を実施してきた。

2. 成果と課題について。本町の先進的な取組をPRするため首都圏でフェアを実施することで「雇用の場」を地域資源として有効活用し、視察や研修など交流人口の増加に繋げることができた。また、障がい者雇用の理解が一定程度醸成され、町内企業5社10人が一般就労を果たすことができた。一方で、5年間支援事業を進めてきた中で次の課題が見つかった。

- (1) 就労先の見通しが一定程度ついたが、その先の住まいが心配である。
- (2) 一般就労できる人材育成が不足している。
- (3) 障がい者雇用に取り組む新たな企業や職域開拓が進んでいない。
- (4) 帯広市に求人が集中し、町内での一般就労が進まない。

3. 今後の展望と解決策について。上記に挙げた課題を解決するため、特に「働く障がい者」の一般就労を今まで以上に推進する必要がある。労働者不足が深刻な現状において、企業における働く障がい者のニーズは高く、労働力として大変貴重であることや第5期総合計画における成果目標を達成するため、次に掲げる目標に取り組み、課題解決を図る。

- (1) 一般就労者数 年間3人以上
- (2) 障がい者雇用の受け皿となる企業 年間2社以上
- (3) 一般就労者・企業へのモニタリング 年間4回以上で就労定着
- (4) 相談支援事業所・就労移行支援事業所との連携によるマッチングを加速して

きたいと考えている。

委員長：質疑を行う。

常通委員：(障がい者雇用促進支援業務委託)ということだが、委託の具体的な内容は、また、マッチングとは町と行うということか。

保健福祉課長：就労したい障がい者の方と企業、そこを取り持つマッチングとなる。委託については、障がい者の雇用に関する相談業務、雇用関係の問題、それが継続できるかどうか、御家族との問題などの相談や企業とのマッチング、そういったものを委託しているというのが従来からあるが、今後もその内容を強化していくという考えのもとに事業実施するもの。

渡辺委員：町内企業の情報は町内版ハローワークが持っている。障がい者の働ける場をどう作っていくか、企業とどう連携していくか、町内版ハローワークとの連携が重要ではないか。

保健福祉課長：町内版ハローワークでは様々な企業の人材不足が読み取れる。町としては、企業の需要に応えるための障がい者雇用の提案等に力を入れていきたい。現在、就労支援については商工費の労政費の中で就労という視点から見ているが、新年度は民生費の障害者福祉において、障がい者雇用に着目した事業展開を考えているところ。

渡辺委員：一般就労できる人材育成が不足しているという課題があるが、具体的な取組は考えているか

保健福祉課長：A型事業所に通っているのは約10名、帯広市内の事業所には約30人通っており、一般企業への就労を目指している方は相当数いると聞いている。今回アドバイザーの雇用を委託の中で行うが、マッチングや見学対応、相談など可能性を広げることが必要と思っている。

渡辺委員：生活体験住宅は物が揃っているため生活しやすいが、実際に一人暮らしをするとなると自分で揃えなくてはならずハードルが高い。町としてどういったサポートがあるか。

保健福祉課長：担当者から説明する。

障がい福祉係長：生活体験住宅は現在5名の方がのべ7回利用されている。今年2月から体験住宅を経て町内マンションで一人暮らしする方が1名いる。入居準備や不動産調整は、地域おこし協力隊や家族と本人で行った。住んでからは生活支援が必要であるため、帯広市の事業所と連携し、施錠の確認や金銭管理、買い物の同行支援を継続して行う。

渡辺委員：今回地域おこし協力隊がサポートに入ったが、今後誰が担うのか。

保健福祉課長：地域おこし協力隊のメインの業務は、体験住宅でのフォローだが、今後は生活に関することのフォローやアドバイスを含め、広く取り進めていきたい考え。

委員長：以上で調査事項「ウ 障害者就労支援事業について」を終了する。

エ 地域包括支援センターの外部委託について

委員長：担当課から説明願う。

保健福祉課長：今後の取り進め方について補佐から説明する。

保健福祉課長補佐：資料4、1. 目的と2. 業務内容については割愛する。

3. 職員の配置にいて、「3人+ $\alpha$ 」の3人というのは資格の要件がある保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員が常勤専従で、各専門職1人。 $\alpha$ に関しては、介護予防サービス計画の数を勘案し担当職員を配置することとしている。担当職員の資格は※印の記載のとおり。

4. 委託事業者選定に係る方法については、公募型プロポーザル方式を考えており、実施要領を作成しそれに基づき実施する。審査会は設置要綱に基づき実施し、構成メンバーは保健医療福祉の関係者と、法人運営に関する観点から金融機関関係者、被保険者、副町長の7人を選考委員として考えている。審査会は3回を予定。

5. 今後のスケジュール案について、令和3年5月中旬に、1回目の審査委員会を行い、プロポーザル実施要領について説明を行う。6月上旬に募集要領を公表し、応募受付を7月上旬までに行う。7月中旬に書類の第1次審査を事務局が審査し、8月上旬から中旬に2回目の審査会として第2次審査プレゼンテーションを実施する。その後8月下旬から9月上旬にかけて、3回目の審査会として受託予定者を選定し、結果説明を行う。10月頃から引継ぎを行い、令和4年4月から運営委託を開始する。

資料の訂正がある。1ページ4-(3)審査会2回目：7月下旬は8月上旬から中旬、3回目：8月上旬は8月下旬から9月上旬となる。

委員長：質疑を行う。

渡辺委員：町全体で200件の予防プランがありそのうち半分は町の職員が作成しているが、3職種にも予防プランを持たせるのか。

保健福祉課長補佐：予防プランを担当する考えでいる。

渡辺委員：一人当たりの上限を持たせるか。

保健福祉課長補佐：その専門職の業務に支障がない程度に担当いただきたい。一人25件前後を考えている。

渡辺委員：予防ケアプランを持つのは大変である。特に月末や10日のレセプト前は業務集中する。訪問、ケアプラン作成、会議の開催など大変な業務量になる。一人25件持つと、3職種が本来持つ専門的な業務ができなくなるという懸念がある。ケアプラン作成の担当職員を増やしたり、3職種にプランを持たせないということも必要かと思うが。

保健福祉課長補佐：一人25件は上限であり、この範囲内で業務量を勘案しながら行っていただく。 $\alpha$ に関しては、3職種でできない部分に関して補っていくという考えである。

渡辺委員：3職種で補えない部分を $\alpha$ が担うということか。 $\alpha$ がある程度のケアプランを担い、残りを3職種で担当するというイメージでいたが。

保健福祉課長補佐：委員のおっしゃるとおりである。今後、委託の件数にも幅が出るので $\alpha$ の人数が増えることもあるため「 $\alpha$ 」という記載になっている。

委員長：以上で調査事項「エ 地域包括支援センターの外部委託について」を終了する。

オ 芽室町営水泳プール等整備事業について

委員長：資料の説明に入る前に、芽室町議会委員会条例第16条の規定に基づき、広瀬重雄委員は除斥対象となっていることを報告する。

担当課から説明願う。

企画財政課参事：令和2年3月に策定した基本計画に基づき、設計から建設、その後の管理までを担う事業者の選定を行ってきた。本日は、事業者選定から現在に至るまでの経過について、令和3年度からも事業スケジュールについて、事業者の提案内容について説明する。なお、来年度から基本設計・実施設計となるため詳細はその段階で確定するもの。資料説明は担当から行う。

公共施設マネジメント係長：資料5、1. 事業手法から5. 事業対象となる公共施設の種類の第13回厚生文教常任委員会で提出した資料と同じ。

6. 今年度の経過について。9月8日に優先交渉権者へ決定通知を出した。これに基づき10月16日にオーク・めむろと町で基本協定を締結した。10月30日に第13回厚生文教常任会での調査、同日にオーク・めむろと町の協議会を設置し、今後月1回程度協議会を開催していくことを確認した。11月27日、第1回芽室町営水泳プール等整備事業協議会を予定していたがコロナの影響により延期した。実際に開催できたのは2月10日、第1回目の協議会を開催。来年度、設計業務が本格的に始まる前に課題共有や設計業務前の協議を行った。

7. 今後のスケジュールについて。調査設計業務の実施期間は令和3年4月から令和4年3月の来年度いっぱい設計への業務期間と充てている。今はプロポーザルで提案していただいている状態であり、町としては要求水準で示しているため、今後協議の中、設計で詳細が確定していく。

整備工事の実施期間は、新プールの建設と勤労青少年ホームの改修工事が令和4年4月から令和5年3月に行う。

関連条例等の改正については、令和4年9月を見込んでいる。芽室町営水泳プール等設置及び管理条例を主体とし、その他関連条例の開館時間や料金体系等を含めた条例改正を行う予定。

整備工事の実施期間について、令和4年9月から令和5年8月にかけて外構工事を行う予定。

整備工事の実施機関については、令和5年4月から8月、新プールが供用開始した後に、既存のプールを解体する。

3ページ目参考資料は、事業者のオーク・めむろから提出いただいた資料を一部抜粋したもの。事業コンセプトを5項目挙げている。施設整備についての考え方は、4項目あり、内容は資料のとおり。4項目めについては、町が求めたものではなく事業者の任意提案となっており、付加価値を高めるものとして温浴施設を提案いただいた。

委員長：質疑を行う。

渡辺委員：3ページ③多世代ニーズの掌握について、第三者機関によるモニタリングを実施するとあるが具体的な内容は。

公共施設マネジメント係長：利用者意見を反映した運営を第三者に評価いただくとい



うことが述べられている。具体的な調査項目や内容については今後決まっていくもの。

渡辺委員：4ページ、「めむろの顔」となる健康を増進拠点施設について、特定の目的から複数の目的にというところ、具体的に複数の目的とはどういったことを想定しているのか。

公共施設マネジメント係長：今までは総合体育館のトレーニングルームだけの使用や、個別のスポーツだけを行うなどの使い方が主であったが、今後はオペレートも入りDBO事業として進めていくので、任意提案の温浴施設と運動機能施設を一緒に使いたいという方を呼び込むことになる。施設の連携が出てくるので、今後設計を進めていく中でどう魅力ある施設づくりができるのか検討していきたい。

渡辺委員：事業者が自主提案した温浴施設は、計画策定された範囲内で作られるということでしょうか。

公共施設マネジメント係長：プロポーザルの中で事業範囲として決めているエリアがあり、その範囲で提案をしていただくことが条件となっている。

渡辺委員：事業費にも上乗せされることはないということでしょうか。

公共施設マネジメント係長：募集要項で整備費の上限提案額を決めている。また、実施提案については、事業者負担で行うという条件で設定しているため、町が手出しをすることはしない。

渡辺委員：供用開始後の維持管理費用についての考え方は。

公共施設マネジメント係長：料金体制の変更も含め今後検討していく。維持管理の費用について、料金は町が直接収受する形で運営しているが、事業者に入金が入るよう、より民間の方の意欲が高まるような仕組みに変えていきたい。

梶澤委員：施設の災害対応について、現時点でどこまで進んでいるか。

公共施設マネジメント係長：募集要項要求水準の変更点はないため、防災機能について町から追加事項として出すものではない。実施設計の中で検討することになる。

梶澤委員：以前災害があった際、嵐山で洗濯ができた。施設が完成してからではなかなかそういった対応はできない。早い段階から検討を進めるべきでは。

企画財政課参事：災害時にどういった役割を担う施設となるのか非常に大事である。協議会の中で課題を整理していきたい。

常通委員：町民にとっては温浴施設を単独で使用できると便利かと思うが、使用方法の提案はどのようになっているか。

公共施設マネジメント係長：現段階では確定していない。今後の検討となる。

常通委員：施設の単独使用やサウナ等、ニーズを捉えながら協議いただきたい。

公共施設マネジメント係長：意見を踏まえ検討していきたい。

橋本委員：料金について、入館料、温浴料それぞれの徴収となるのか。

公共施設マネジメント係長：料金体系はまだ決まっていない。プールは公共施設であるので、管理条例で設定する料金を指定管理者が徴収する予定だが、それを含め今後の検討となる。

渡辺委員：気軽に集えるロビーやラウンジの設置や料金体系などを検討する上で、町民の声はどのように反映していくのか。

公共施設マネジメント係長：このことは2 / 10の協議会で事前協議を行った。アンケートの手法等は今後調整していくが、施設の概要が固まる前に町民の意向を把握したいと考えている。

渡辺委員：プール利用していない町民が利用することで「めむろの顔」としての拠点施設になっていくと思うが、現在利用していない町民へのアプローチ方法は考えているか。

企画財政課参事：協議会でアンケート調査の仕方を検討しようと調整中である。

委員長：以上で調査事項「オ 芽室町営水泳プール等整備事業について」を終了する。

#### カ ゲートボール普及活動事業

委員長：担当課から説明願う。

社会教育課長：令和3年度から令和6年度に実施をしようとする本事業の考え方を説明する。ゲートボールの再生に向けた挑戦という視点で「挑戦の流儀」という言葉を使っている。本町発祥のスポーツとして活動しやすい環境を安定的に整備すること、多様な普及活動を加速させること、各種大会や交流機会の充実を図ること、この3つの対策を集中的に実施しようとするもの。町が主導的な役割を果たすほか、関係機関、団体と認識を共有し、ゲートボールの灯を絶やさず再燃させることを目指す。

1. これからのゲートボールについて。日本ゲートボール連合が掲げているゲートボール再生プロジェクトが、2024年を目標として進められており、発祥の地である本町も期間を合わせた。日本ゲートボール連合では、小学生への普及、大学の研究課題、ネットやゲームへの参入、を重要な視点として取組を進めている。

2. ゲートボールの環境づくりと普及活動について。発祥の地としてどういった取組を進めていくのか。

(1) 活動しやすい環境づくりでは、1) 健康プラザと南公園運動広場の使用料を減免、2) 各種大会出場助成の充実しようとするもの。3) 生涯にわたり活動できる拠点整備、では総合型地域スポーツクラブ設立に向けた調査研究というふうに記しているが、どの世代も継続して取り組めるスポーツクラブの可能性というものを探っていきたいという考えであり、これに向けた調査研究を進めていきたい。

(2) 普及の基礎づくりについて、1) 学童期の体験から4) 高齢世代の健康増進まで掲げている。特に2) 小中高生への競技振興②中高生への課外活動アプローチ、を積極的な取組として掲げていきたい。また、3) いわゆる現役世代の取組で、町職員の普及活動への参画とチームづくりと町内企業等への普及活動にも力を入れていかなければならないと考えている。

(3) 交流機会の仕掛けについて、1) 初心者向け体験機会の充実のほか、2) 町内外の交流機会の充実を図っていきたい。3) 意見交換会の実施では、現在のゲートボールの課題について意見交換をする中で、特に若い世代からの意見を聞きたい。若い世代に支持されるか否かが非常に大きな観点だろうと考えている。併せて、

(4) マナーアップ運動の展開も進めていきたい。

3. 関係機関、団体との連携強化について。特に(2) 芽室町ゲートボール協会、芽室町ゲートボール推進協議会との連携をさらに強化するため、町が中心となって

それぞれが担う役割の明確化と協力体制を再構築していきたい。

4. 発祥の地杯全国ゲートボール大会について。実行委員会組織でこれまでも進めてきている中で、役場としての事務局は企画財政課と商工観光課と社会教育課が、交流や観光資源、競技の振興といった視点で連携をしているところ。今後についても、この3課3つの視点での取組は継続していくが、事務局の中心を担うのはスポーツ振興の観点という整理で、令和3年度以降は教育委員会社会教育課となる。

発祥の地のゲートボール大会の内容については、3つの視点の継続はもちろんのこと、競技としてのゲートボール振興という色合いを強めていくことになる。同時にゲートボールは本町発祥のスポーツであるという貴重な資源であるので、これを最大限考慮した内容で進めていきたい。次年度以降、事務局の中心を担うわけだが、今後関係機関との協議の中で、この大会のあるべき姿をつくり上げていきたいという考え方である。

5. 目標年度に目指す姿について。(1)から(4)の目標値は、令和2年度を基準年度にしたかったが、コロナ禍もあり昨年度の数値を基準として、目標年度に目指す姿を示した。最後に記載の「※目標年度には、学校や職場対抗等の交流会が実現していること」ここを目指したいという考え方である。

これら事業推進の考え方をお示ししたのは、このままでは競技としてゲートボールがなくなってしまうのではないかという危機感から。再生に向けた取組を今やらなければという思いであり、効果的な取組となるよう進めていきたい。

委員長：質疑を行う。

橋本委員：2ページ、(1)2)①全国大会出場助成の拡大について。芽室町の2つのジュニアチームが大会に出場するようになった。随行員は1人で、その旅費等は連合会と町から出ている。2チームが出場すると試合が同時間になってしまうことがあり、一方のチームは指導者がいない状況で試合を行うことになる。2名で随行できるといいが、助成拡大で対応できるものか。

社会教育課長：ジュニア大会の出場に当たっては、他の種目でも助成している各種大会出場報償の規定にならって支援しているが、ここで示している助成の拡大とは、高齢者層のねんりんピック等の全国大会に出場する場合に、現在のジュニアへの支援と同規模の支援をするということ。指摘のとおり、特にジュニアチームは社会人や高齢者と違い活動の範囲も限られ、指導者が必要である。出場するチーム数や選手の数などを考慮し検討していきたい。

橋本委員：令和元年12月に少年団から町長あてに要望書が出されている。内容は、施設の整備、会場使用の時間帯、大会出場の際の監督随行経費について。その回答はどのようなになっているのか。

社会教育課長：各種大会出場報償はゲートボールだけに限るものではなく、社会教育課が所管しているもの。また、学校教育課所管で部活動に対する各種大会の出場報償もある。今回はゲートボールの推進ということで集中的に対策を講じていくが、これとは別に競技種目に限らず出場報償のあり方について、早い段階で整理し検討を進めていきたいと考えている。

常通委員：芽室が発祥の地だという思いからいけば、教師の理解を得て学校の授業に

組み入れてもらうような方策を学校教育課と連携しながらやっていただきたい。

社会教育課長：2（2）2）②課外活動アプローチは、部活動等をしていない方たちへのアプローチを含めている。教育課程ということでは、現在町内すべての小学校3年生にゲートボールを体験してもらっているが、教育現場とも協議し進め方等の検討をしていきたい。

常通委員：校長会、教頭会では実際にプレイし親しんでもらっているが、実際に児童生徒に関わっている先生方に理解いただかないと、子どもたちにはつながっていかないのでは。そういった仕組みづくりを今後も続けていただきたいと考えるが。

社会教育課長：学校の教員が子どもたちへの指導を担うことができればよいが、ゲートボール協会にも協力いただきながら進めていきたい。それが広く行き渡り学校単体で活動ができるようになれば、よりよいと考えている。

中田委員：「ネット&ゲーム」の詳細は。

社会教育課長：コンピューターゲームをスポーツ競技として捉える際の名称をeスポーツというが、その広がり非常に大きくなっており、ゲートボールもその分野に参入できないかと日本ゲートボール連合で検討している。その点も含め、特定の大学に依頼し課題研究の中でそういった可能性を探る調査を実施していると伺っている。

中田委員：初心者教室に参加して2年目ぐらいから、地域のゲートボールの会に移行していく。私も初心者教室に参加したが、いざ入ってみると町内会の方との温度差があり、全国大会を目指そうというレベルの人たちの中で、もう2年目が終わったから同じレベルで取り組んでくださいと言われ、ものすごいプレッシャーを感じた。せっかく始めたが、レベルの違いなどでやめてしまう方がいたら、ゲートボール人口の減少につながってしまうのでは。

社会教育課長：ゲートボール普及活動の中で、ルールが難しく短期間で習得するのが難しいという意見をよく聞く。レベルを設定しステップアップをしていくとか、例えば、ローカルルールを作って楽しみ方を考えるとといったことも含めて、本来の競技へと入っていけるようにしていきたい。大会で活躍するまでに、一定の期間でできるものではないことは理解している。年齢を超えて生涯にわたりゲートボールを続けられたり、レベルに合わせた指導が受けられたり、大会を目指す人もいれば、競技を楽しむ人もいる、といったことが総合型地域スポーツクラブの設立により可能となるよう研究していきたい。

梶澤委員：総合型地域スポーツクラブは芽室町に現在設置されていない。現在の社会教育中期計画には総合型スポーツクラブ設立の調査等の文言が外されているが、検討を進めていくという説明を受けている。当該事業では、総合型地域スポーツクラブの設立に向けた調査研究の記載があるが、ゲートボールに特化したスポーツクラブということか。

社会教育課長：他の競技とも複合的に実施できるクラブとなるのであれば、その可能性も探りたいと思うが、今の段階ではゲートボールを様々な世代の方が取り組むためのクラブとして可能性を探っていきたいという考えである。

梶澤委員：スポーツクラブ設立のスケジュールはあるか。

社会教育課長：ゲートボールを中心としたスポーツクラブの可能性をまずは調査し、運営を担う地域住民や関係機関、団体との協議も行う必要がある。早い段階で方向性を見出したい。

梶澤委員：CSとの連携は大きな可能性があると考え。早急に議論を進めていただきたい。また、ゲートボールに特化したスポーツクラブということだが、他のスポーツの見識を持った方からもアイデアをもらうことで、今後のスポーツクラブの広がりが出てくるのでは。

社会教育課長：スポーツ推進委員や体育会などの関係機関で、今後のゲートボールに対する取組を説明し議論いただき、芽室町でやれる可能性について意見を伺いたい。

橋本委員：全国大会の旅費の支給は大会が終わったあとと聞いている。保護者の負担が非常に大きい何か考慮する考えはあるか。

社会教育課長：ゲートボールに限らず、大会出場報償は概算払いができることになっている。

渡辺委員：用具の貸出は行っているか。

社会教育課長：健康プラザに複数の用品を準備している。

渡辺委員：町のホームページでは、用具があることは記載されていない。日常から貸をしているという周知をしては。

社会教育課長：今後普及活動の中でも広報について発信していきたい。

渡辺委員：ルールが難しい。ルールを広めるに当たり、競技規則ではなくわかりやすいイラスト付きの解説が必要と考えるが、今後どのように取り組むか。

社会教育課長：初心者教室では日本ゲートボール連合が作成している、イラスト付きの簡単なルール紹介をしていた。ゲートボール協会や推進協議会と相談し、普及啓発に向けたパンフレットを考えていきたい。

渡辺委員：ゲートボールのおもしろさがわかるような子どもたちに伝わるハンドブックを検討いただきたい。また、動画配信の普及方法について考えがあれば伺いたい。

社会教育課長：現在動画の見通しは持っていないが、日本ゲートボール連合が大学に依頼している調査の中で、小学生に普及させるための課題を設定したというのもある。そこに動画も含まれるのかもしれない。確認し連携していきたい。

委員長：以上で調査事項「カ ゲートボール普及活動事業」を終了する。

#### キ ジモト大学事業

委員長：担当課から説明願う。

社会教育課長：担当者から説明する。

社会教育係長：資料7、1. 趣旨について。学校では学ぶことができないヒト、モノ、コトを中学生・高校生が地元の大人と共に学び、主体的に地域課題を「探究」することで、地域住民としての当事者意識を醸成し、将来の定住、地域の中核となる人材の育成や、まちづくりに若い世代の声を反映させることを目的に実施する。中学生・高校生だけでなく大人も一緒に学べるジモト大学として、他地域のジモト大学と連携しながら事業を進めていく。

2. 事業の目的は3つある。一つ目は、中学生・高校生が芽室町で活躍する大人

と関わり、地域課題に関して関心を持ち、学びを深める探究心を育成する。二つ目は、コミュニティ・スクールと連携した「郷育・夢育」の取り組みとし、地域コミュニティの活性化に繋げる。三つめは、社会で活躍できる人材を目指して「社会人基礎力」と「郷土愛」を育成する。

3. 対象者について。一つ目は、町内の中学校・高等学校に在籍する生徒。二つ目は、芽室町で活躍する大人、芽室町出身で活躍する大人としている。

4. 具体例（案）について。一つ目、ゲートボール普及活動事業への参画として、中学生・高校生の目線から自由な発想でゲートボール普及に関するアイデアなどを出してもらい意見交換会や体験会を実施する。二つ目、町内菓子店との新商品開発として、町内の菓子店と連携して、中学生・高校生が調査・企画を行い、町の農産物などを取り入れた新商品を開発する。中学生・高校生のアイデアや意見を目に見える商品化につなげる。三つ目、芽室町サイクルツーリズム協議会とツアーの企画/立案/広報として、町の観光の重要事業として取り組まれている『めむろ散走』について、中学生・高校生に参加してもらい、散走ツアーの企画などを一緒におこなう。町の観光資源や様々な地域の大人とかかわるきっかけとする。四つ目、大学生や社会人との意見交換会として、中学生・高校生が将来の進路の情報を手に入れる機会は、ほとんどが学校やメディア、特にインターネット上からの情報が多くを占めていると思われ、大学生や社会人の生の声を聴くことができる機会は限られている。そこで、町出身の大学生や、各事業所の若い世代の社会人との交流の場を設け、地元企業に対する理解を通して、進学や就職に対する意識の醸成を図る、としている。

5. スケジュール（予定）について。5月から参加者より本町をフィールドとしてチャレンジしたいことの出発点を出していただき、6月から講座の組み立て、講師の選定を行い、7月から講座の実施、振り返り、新たな講座実施、運営組織の形成という流れを考えている。

中高生が町でやりたいことを大人たちが本気で実現に向けて動く、そして地域の人と生徒たちの出会いの場を作り、大人たちも地元大学で学びともに成長する場にする。中高生の将来の選択肢を増やすきっかけとなればと思っている。芽室町にはこんなに素敵な大人がいる、芽室って楽しい町だなと感じてもらいたいことが、郷土愛や地元の定住につながっていくのではないかと考えている。

社会教育課長：令和2年度予算の説明の際に、令和3年度からの本格実施に向けて令和2年度中にはいくつかの課題を持ってプレ事業に取り組みたいと説明したが、今年度については今日までの間に、各学校との調整がつかずプレ事業の実施は現在できていない。この資料の内容も含め、今年度中に1度高校生と意見交換する場を設けることで現在調整しており、令和3年度の事業開始に向けて取り組んでいきたい。

委員長：質疑を行う。

広瀬委員：4. 具体例（案）について。「大人」の定義はあるか。若い世代の社会人との交流という記載はあるが、過去に芽室町のまちづくりに関わってきた方についてはこの4項目からは把握できないが何か考えがあるのか。

社会教育課長：様々な分野の現役で活躍している方のほか、歴史を学ぶというところでは経験をされてきた方など、課題により指導者を選考したいと考えている。また、CSで協力いただいている方や、商工会、企業から意見を伺う機会を設けたいと考えている。

広瀬委員：現役世代を中心ということだが、とっかかりはそれでいい。しかし芽室大火や農業の歴史など現役世代では伝えられないこともある。芽室町の120年の歴史語り継いでいく高齢世代の方とも大学にかかわっていただくことで、事業の幅が広がっていくのでは。

社会教育課長：様々な課題に適応した人材に協力をいただき事業を進めていきたい。

広瀬委員：子どもたちだけでなく、高齢者の方のメリットにもなる。徐々にバージョンアップする事業となるよう期待する。

社会教育課長：事業を進めるに当たっては地域の力が非常に重要だと考えている。これまで培ってきた能力や技術を地域社会のために還元したいという方もおられるので、課題に対しそういった人材の協力もいただき事業を進めていきたい。

常通委員：CSと事業連携ということでは、CS通信も事業周知のツールに有効かと思うが。

社会教育課長：行政側からの情報発信だけではなく、これからは学校、PTAなども含め、様々な角度から検討し進めていく。

梶澤委員：スケジュールについて、去年は6月から生徒募集するとのことであったが、資料に記載がない。いつ頃を予定しているか。

社会教育課長：4月に募集を予定している。これから高校生と意見交換を実施するが、その生徒にも参加いただきたいと考えている。

梶澤委員：参加者は1年かけて学ぶのか、課題ごとに募集をかけるのか。

社会教育課長：高校生徒の意見交換での意見も踏まえ課題を検討していくが、現時点での課題の詳細や定員といった内容は決まっていない。

梶澤委員：早いうちからスケジュールを組んで募集をかけるなどの体制づくりが必要。去年は講師との打ち合わせも予定にあったが、こういったできなかったことを今年度中に行うということか。

社会教育係長：講師との打ち合わせは行っており、菓子店やサイクルツーリズム協議会には協力の承諾いただき、進め方もある程度詰めていた。コロナにより学校側からも今年度の事業実施は難しいだろうということで、実施を断念したところ。

梶澤委員：資料の具体例案は、あくまでも案であるという説明だったが、今の説明では既にその実施に向かって体制が整っていると聞こえるが。

社会教育係長：今年度はプレで行うということである程度進めていた。次年度については、意見を参考にこの案でいいのか、意見交換できたらと考えている。

梶澤委員：意見交換会に参加した方が来年度の事業に参加するのか、課題ごとに募集をかけるのか基本的な考えを伺う。

社会教育係長：基本的には、年間を通じて参加いただくのが望ましいと考えているが、柔軟に対応したい。意見交換する生徒には継続して出ていただき、そこから波及して増えていけば。

梶澤委員：菓子店との商品開発は1回で完結する内容ではないが、生徒募集の仕方について再度伺う。

社会教育係長：単発で終わるもの積み重ねが必要なもの様々な講座がある。臨機応変に対応したい。

渡辺委員：予算説明時、地域おこし協力隊を中心に事業を行うということであった。この1年どういった取り組みをされてきたか。

社会教育係長：ジモト大学を実施している揖斐川町や秋田県最上地区のジモト大学運営者との意見交換会、実際に行われている講座にオンラインで参加いただいた。浦幌町に出向き「うらほろスタイル」の調査、芽室高校と白樺学園高校の教員と情報交換や生徒募集の方法について話し合いをした。

渡辺委員：地域おこし協力隊員の任期もあるが、来年度も協力隊員が中心となって事業展開していくということか。

社会教育課長：地域おこし協力隊の業務はジモト大学のほかCSコーディネーターも担っている。令和3年度はこの2つの事業に積極的に取り組んでいただく。

広瀬委員：CSコーディネーターは地域おこし協力隊ということか。

社会教育課長：社会教育係で採用している協力隊の任務には、ジモト大学に係る事業とCSコーディネーターと両方ある。

広瀬委員：制度設計や手法を詰めていく必要がある。事業実施より制度設計が重要と考えるが。

社会教育課長：児童生徒への人材育成はもちろんのこと地域の人材の活用も含めて、最終的には地域コミュニティの活性化につながるような取組にしなければならない。それはCSも同様だと思っており、ジモト大学についてもしっかりと設計し取り組んでいく。

梶澤委員：町出身の大学生の想定は。

社会教育係長：協力隊のつてを使い、芽室町出身大学生を探ってもらう。遠方の場合、オンラインで意見交換会を行うことを想定している。

委員長：以上で調査事項「キ ジモト大学事業」を終了する。

#### ク 食農事業の推進について

委員長：担当課から説明願う。

学校教育課長：担当者から説明する。

給食係長：まるごと給食の実施回数を減らすと提案していたが、当委員会から、現状の実施回数を維持すること、令和3年度に向けて町民、児童生徒、保護者の意見を聴取し理解を得ること、丸ごと給食の事業目的を明らかにし回数が減った場合にも、補完する具体的な取組を持って本町の食農教育が後退するものではないと町民に説明できること、という提言をいただいたので、それに基づき今年の実績と今後の予定について説明をする。

1. めむろまるごと給食の目的について。町内の小中学校の児童生徒及び教職員に対し食育事業を拡大するために、学校給食を通じて地元農畜産物を食材に使用した特別メニューを献立に取り入れ、町の基幹産業である農業の大切さと食に対する



意識を高めさせることで、地産地消の推進と食育指導の充実を図ることを目的に行っている事業。

2. めむろまるごと給食の実施方法について。毎年給食提供日数の少ない4月・8月・1月を除く9回、芽室まるごと給食の日を設けて実施している。今年は4月5月と新型コロナウイルス感染症拡大防止対策により学校臨時休校のため、5月の実施はできなかったが、急きよ8月に日程を設定して実施した。

3. めむろまるごと給食の現状について。9/14から9/18にかけて、町内の小学校5年生と中学2年生を対象に、毎年実施している学校給食嗜好調査にあわせ、めむろまるごと給食の調査を実施した。学校給食運営協議会委員にも同様のアンケートを行った。結果は、食べたい献立の要望が大半であり、芽室町では取れない海産物、海鮮丼を出してほしいというような要望が一部あった。また、給食のしおりを配布しているが、読んでいない児童生徒が大半であり、事前配布のため給食時間に見てないのが実態であった。総じて、通常よりも豪華なものが食べられる給食というような認識であると考えられ、まるごと給食で食農を意識している児童生徒は少ない。それを踏まえ、今後のめむろまるごと給食を含めた食の事業推進は、1点目として、めむろまるごと給食を含めた給食では、現在、芽室産の野菜類の使用は令和元年度実績で49%であるが、今後より多くの芽室産の食材を提供しようと考えている。芽室産のレタスやきゅうりを来年度以降、購入する予定でいる。2点目は、年9回の実施は変更せず、1回あたりの指導を強化していく。3点目、食に関する指導では、学級での指導のほか校内放送により、給食時間を利用したミニ食育事業を実施しているが、将来的にはタブレット端末を利用していきたいと考えている。4点目、食に関する指導に関しては、生産者、食品加工会社と養護教諭が芽室産農産物の説明をするなど、生の声を伝えていきたいと考えている。5点目、給食のしおりは生産性の顔が見え身近に感じてもらえるものを作成し配付したい。

今年度の食農事業の推進実績は3ページに記載。9/18に西小学校で地元のブロccoliを使った食育事業を行った。12/3、4は芽室小学校でコーンについて、2/24はニンジンについて芽室南小学校6年生を対象に事業を行う予定であったがコロナの影響でいずれも中止した。3/9は上美生小学校で町内のミルクファームでとれた牛乳を使ったアイスクリームを提供し、栄養教諭から酪農について説明を行う予定である。また、今年のまるごと給食について9月と11月に生産者の顔が見える資料を作り配布している。

委員長：質疑を行う。

常通委員：新年度はめむろまるごと給食の本来の目的を児童生徒にしっかり伝えていただきたい。

学校教育課長：本事業の目的を明確にし達成するために今年度取り組んできた。来年度も継続し強化に努めたい。

寺町委員：通常の給食と比べ、生徒児童はどのくらい喜んで食べているのか。

学校教育課長：子どもたちは通常より豪華なものが食べられると楽しみにしてくれている。それを否定するものではないが、芽室で育った野菜が使われ加工されているということを改めて伝えていきたい。

渡辺委員：まるごと給食のアンケート対象は。

給食係長：小学校5年生及び中学校2年生を対象としている。

渡辺委員：「通常よりも豪華なものが食べられる給食という認識しかない」と分析しているようだが、子どもたちがかawaiiそう。アンケートの声を食農教育にどう生かそうとしているのか。

学校教育課長：子どもを否定しているわけではなく、目的を達成できるまでの取組ができていないという町側の戒めの意味で記載したもの。アンケートの中には芽室の農業を知ったという意見もあり、町としてはもう少し意識してもらえるような事業を実施していかなければならないと思っている。

渡辺委員：子どもの声に応えることが重要と考える。食農の観点から、例えば揖斐川町や広尾町、トレーシー市とつながっているが、そういったところの食材を使うことで、今後子どもたちの声を反映させることができるのでは。

学校教育課長：今年度、トレーシー市の豆や揖斐川町の食材を使った給食を提供した。反応はとてもよく、次年度も姉妹都市の経過もわかるよう提供していけたらと考える。

渡辺委員：提供した食材の紹介などはどのように行ったか。

学校教育課長：給食だよりには掲載したが、詳細はやはりわからないため、食べるときに読めるような資料があればと反省している。

常通委員：アンケートは以前から行われていたのか。

学校教育課長：普通給食とあわせ嗜好調査を行っていた。令和2年度は加えてまるごと給食のアンケートを行った。

常通委員：次年度はどのように行うか。

学校教育課長：嗜好調査は毎年行うもの。子どもの負担にならないよう、まるごと給食のアンケートも継続していきたい。

渡辺委員：教育委員会からアンケートの答えを返していく考えはあるか。

学校教育課長：嗜好調査アンケートについては保護者が参加する運営協議会の場で結果を公表していた。まるごと給食のアンケートに対してのフィードバックは実施していなかったが、子どもたちの目にも触れるような方法で回答したい。

委員長：以上で調査事項「ク 食農事業の推進について」を終了する。

#### ケ 小中学校教材・教具整備事業について

委員長：担当課から説明願う。

学校教育課長：担当者から説明する。

学校教育係長：事業概要について。GIGAスクール構想の実現に向け、令和2年度に策定した「芽室町教育委員会 ICT整備・活用指針」に基づき、情報活用能力を、言語能力と同様に「学習の基礎となる資質・能力」と位置付け、ICTを活用したあらゆる学習を実現するため、実際の運用に向け必要な経費を計上する。特に「学習支援ソフト」については、令和2年度に実施した経済産業省の実証試験で利用したプログラミング的思考の育成を図る学習教材及び児童生徒一人一人の能力や適性に応じて個別最適化された学びを実現のためのAIドリルを導入する。

整備内容について。整備内容 1. 通信回線料は、今年度児童生徒用のインターネット回線を整備する予定。その回線料、通信回線料を計上するもの。 2. コンピューター保守点検委託料については、児童生徒端末に係る保守点検委託料を計上するもの。 3. 情報端末ライセンス使用料については、児童生徒用端末に係るフィルタリングサービス使用料を計上するもの。これは、学校や家庭に持ち帰った際に使用する際に有害なサイト等にアクセスできないようにするフィルタリングのサービスとなっている。 4. 学習支援ソフト使用料については、児童生徒用端末で使用する AI ドリルの使用料を計上している。中学校については、プログラミング学習教材使用料を計上している。 5. 授業目的公衆送信権使用料については、インターネット経由で著作物を教育利用するための使用料を計上している。この授業目的公衆送信権使用料については、平成 30 年の著作権法の改正により、授業目的公衆送信補償制度というものが導入されており、文部科学省の指定管理団体に対してこの使用料を支払うことにより、無許諾で他人の著作物を利用した教材をオンデマンド型遠隔授業で使用したり、予習復習用の資料をメール送信や外部サーバー経由で送信することが可能になるという制度となっている。

委員長：質疑を行う。

常通委員：コンピューター保守点検委託料は何に対してのものか。

学校教育係長：この端末を利用する際はクラウドサービスを主に使用するが、接続に不具合があった場合、その不具合に対して対応いただくもの。

常通委員：不具合があった場合、この委託料ですべて対応できるのか。

学校教育係長：端末自体の故障であれば別途費用がかかる。

梶澤委員：校内における情報通信ネットワークの環境整備は 3 月終了という予定であったが、現時点での見通しは。

学校教育係長：校内 LAN 整備は 3 月までに終了する見込み。

委員長：以上で調査事項「ケ 小中学校教材・教具整備事業について」を終了する。

#### コ スクールバス登校時の横転事故について

委員長：担当課から説明願う。

学校教育課長：当委員会への第一報の後、児童生徒への対応や交通安全対策の検証を含め、現時点での取組を担当から説明する。

学校教育係長：1. 発生日時から 6. 事故概要まで前回資料と同じ。

7. 児童生徒及び保護者の方への対応について。事故発生当日バスに乗車していた児童生徒の御自宅に教育長及び学校教育課長の 2 人で伺い謝罪した。また、令和 3 年 2 月 3 日（水）、祥栄ふれあい館にて当該バス路線を利用している児童生徒の保護者に対し説明会を開催し、事故概要や治療費に係る保険、児童生徒の心のケア、今後の安全対策等について説明した。また、スクールライフアドバイザーを 2 月 4 日（木）、5 日（金）、8 日（月）、12 日（金）の昼休みに芽室西小学校、放課後に芽室西中学校に在中させ、児童生徒の相談に応じてきた。今後も引き続き相談に応じる。

8. 今後の安全対策について。悪天候などで安全な走行が難しい場合には、一旦停

車するなどして安全を優先することについて、委託先のバス会社との間で共通認識を図り、安全運行の徹底について改めて委託会社に申し入れた。シートベルトの着用について学校や委託会社を通じて改めて徹底していく。事故発生場所付近にスノーポールを設置した。その他のスクールバス路線についても、スノーポールの設置状況と安全な走行に支障がないか今後調査する。また、教育委員会、学校、委託先のバス会社の三者間で、緊急時の連絡体制について改めて確認した。

委員長：質疑を行う。

広瀬委員：委託先のバス運転手が起こした事故ということだが、除雪体制には問題なかったのか。

委員長：学校教育課として除雪の情報を得られていたのか、建設都市整備課との連携について伺う。

学校教育課長：通常、翌朝の積雪や吹雪等が予測される場合は、学校教育課と建設都市整備課で朝方の除雪体制をどうするかという情報交換をし、学校に伝えることになっている。その日は注意報や警報はなかったため前日の情報交換は行っておらず、休校等の検討はしていなかった。バス会社からは降雪による視界不良が事故原因であると報告をいただいた。委員会として原因がそこにあると認識し、建設都市整備課にはスノーポールの設置を依頼した。

広瀬委員：除雪計画ではスクールバスのコースを優先して除雪することになっている。除雪はしていたが視界不良で事故が起きたのか、連絡が徹底されていないことでの事故なのか。学校が休校にならない限りバスを運行しなければならないという状況であったかと思うが、そういった状況は今後もまた起こりうる。児童生徒の安全のためには建設都市整備課と連携を密にする必要があると考える。教育委員会だけの協議でなく、町として検証すべきでは。

学校教育課長：教育委員会会議でも報告しており、教育委員会としては、今回の事故を受けてスクールバス路線を優先して除雪することを今一度町に確認を取ること、また基準の見直しについても町に伝えるべきという意見を委員からいただいている。

梶澤委員：スクールバス路線は毎年変更になる場合がある。道路や除雪に関して所管は違うが、子どもたちを守るという観点から考えると、話し合いの場というのは非常に重要になってくる。そういった協議の場は持っているか。

学校教育課長：今年変更はなかったが、基本的には変更があるものとして毎年除雪計画を策定する前に建設都市整備課に情報提供している。計画には最新の情報が反映されている。

寺町委員：スクールライフアドバイザーはどういった心のケアを行ってきたのか。まだスクールバスに乗れない子どももいるのか。

学校教育課長：学校に出向き、子どもや保護者の学校における不安を聞くのがスクールライフアドバイザーである。そのスクールライフアドバイザーが資料に記載の日に学校に出き、養護教諭や担任と児童生徒の心身状況を踏まえて、個別に話をしている。場合によっては、最初に保護者から話を伺いそれから子どもに、といったケースもあった。必ずしも精神科の免許は持っていないが、学校現場で身近に対応している養護教諭や担任、スクールライフアドバイザーといった限定した方に、子ども

たちや保護者の心のケアに当たっていただいている。必ずしもこれ限りで相談は終了ではない。また、バスの乗車はまだ怖いという子どももおり、不安が解消されるよう保護者、町、学校の教師が一緒になって対応している。

寺町委員：芽室町の道路交通安全対策におろそかな点があるという観点で、3月定例会議で質問しようと建設都市計画課と学校教育課にはすでに伝えてある。警察が事故調査をするという新聞記事もある。教育委員会は警察に出向き事故調査の内容を確認するなど、再発防止に努める必要があるのでは。

学校教育課長：教育委員会から警察に連絡を取ったことはない。

常通委員：今後の安全対策には、3者間で緊急時の連絡体制について改めて確認したとのことだが、具体的な内容は。

学校教育係長：今回のような事故や道路状況によって遅延が発生した際は、基本的にはバス運転手からバス会社に連絡し、それから教育委員会に連絡がくるという体制になっている。その連絡先についてより明確に、学校や教育委員会の担当者を定め、新しい体制を組むことを確認した。

常通委員：バス運転手は時間どおりに運行するという任務がある。特に河北や河南では吹きだまりができるなど、市街地と状況が違う場合もあり、バスを停車させたり、それにより遅延してもよいなどのソフト面も委託会社を含めしっかり伝えていく必要があるのでは。

学校教育課長：遅れても怖がらず一旦停止するなど安全を優先することを委託会社と共通認識を図っている。遅延しても緊急連絡網によりみんなで情報共有できる。運転手だけに判断を委ねるのではなく、ゆとりがあるということ大前提に運転していただきたい、こういう思いを持って3者会議を開催した。

常通委員：当時と同じ状況が今後あった場合、教育委員会としてはどう対応していくか。

学校教育課長：注意報や警報を前提に動くが、それがなくても事故が起こりうるということであれば、やはり運転手に委ねなければならないので、遅れても大丈夫という体制をしっかり組んでいきたい。

広瀬委員：事故についての資料には、概要の記載はあるが事故原因は書かれていない。事故原因がわかっているのか、検証中なのか、現在の状況を報告いただきたい。原因の究明と対策を行わないと再発防止にはならない。

学校教育課長：バス会社から顛末書として報告があったもの。その内容が、警察の検証を得たのものなのかは把握していない。改めてバス会社に確認するが、検証結果がバス会社に伝えられたのであれば、教育委員会に報告するよう申し入れる。

広瀬委員：この地域はホワイトアウトになりやすい地区。道路安全上しっかりと対策を取る必要がある。

学校教育課長：教育委員会としては、バス会社からの顛末に基づきスノーポールを設置、心のケア等の対応を行っている。追加の事故検証等の報告を随時委託会社から徴収し、最終的な顛末に向けて対応して行く。

渡辺委員：事故の原因が何だったのか今後ははっきりしていく中で改めて調査したい。スノーポールの設置について、通常スクールバスの運行路線に設置されているもの

なのか伺いたい。

学校教育課長：どういった基準で設置かはわからない。

渡辺委員：他の路線についてもスノーポールの設置状況を調査することだが、どこが行うのか。

学校教育課長：スノーポール設置については今回の視界不良という視点から教育委員会が申し入れた。スクールバス路線の調査を教育委員会が行う。

渡辺委員：調査はもう終わっているのか。調査によりスノーポールがない路線については申し入れをするという理解でよいか。

学校教育課長：バス運転手にも協力いただき確認するよう依頼しているが、報告には至っていない。

渡辺委員：事故から3週間経つが、視界不良となる状況はどこでも起こりうると思えば、もっと早く調査を行うべきでは。

学校教育課長：早急に対応したい。

委員長：以上で調査事項「コ スクールバス登校時の横転事故について」を終了する。

委員長：自由討議はあるか。

常通委員：スクールバスの横転事故については、教育委員会でもすべての調査を終えていないということである。再発防止には我々もしっかりと向き合わなければならないので、継続調査が必要と考える。

橋本委員：プールについて、料金体系などこれから決まっていくので、継続調査が必要と考える。

広瀬委員：ジモト大学について、制度設計が熟してない。継続調査が必要。

委員長：3件の継続調査が必要との意見である。適宜調査の機会を設けたい。また、次期委員会に引き継いでいく。

### 3 その他

(1) 次回委員会の開催日程について  
正副一任とする。

(2) その他

委員長：ほか意見は。

委員、議長、事務局ともになし。

以上をもって、厚生文教常任委員会を終了する。

|      |     |    |       |    |    |    |    |    |
|------|-----|----|-------|----|----|----|----|----|
| 傍聴者数 | 一般者 | 1名 | 報道関係者 | 1名 | 議員 | 0名 | 合計 | 2名 |
|------|-----|----|-------|----|----|----|----|----|

令和3年2月17日

厚生文教常任委員会委員長 立川 美穂